

3. 純資産の額が基準純資産額を下回るおそれの発生

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人に、「純資産の額が投信法第124条第1項に定める基準純資産額を下回るおそれ」が生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号b(c)】

※ 純資産の額が基準純資産額を下回るおそれの発生には、適時開示上の軽微基準は設けられていません。

【開示に関する注意事項】

○ 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、所定の開示事項(太字)を掲記し、開示・記載上の注意(細字)を参照のうえ、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

a. 純資産の額が基準純資産額を下回るおそれが生じるに至った経緯

b. 現在の純資産額

c. 今後の見通し

- ・ 当期以降の運用状況に与える影響の見込みを記載する。
- ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

d. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 投資法人の最低純資産額及び基準純資産額

○ (参考) 最近3営業期間の運用状況等

- ・ 最近3営業期間の営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益、1口当たり当期純利益、1口当たり分配金、1口当たり純資産、純資産、総資産を記載する。

(開示様式例) 本投資法人の基準純資産額を下回るおそれに関するお知らせ

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。

開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ず参照してください。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

〇〇〇〇投資法人

代表者名 執行役員 〇〇 〇〇

(コード: 〇〇〇〇)

資産運用会社名

〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇

問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇

(TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

本投資法人の基準純資産額を下回るおそれに関するお知らせ

本投資法人は、以下のとおり、純資産の額が投資信託及び投資法人に関する法律第124条第1項に定める基準純資産額(注)を下回るおそれが生じる状態になりましたので、お知らせいたします。

1. 純資産の額が基準純資産額を下回るおそれが生じるに至った経緯

2. 現在の純資産額

3. 今後の見通し

(その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

(注) 投資信託及び投資法人に関する法律第124条第1項に定める基準純資産額とは、最低純資産額(5,000万円)に、政令で定める額(5,000万円)を加えた額を言います。

内閣総理大臣は、登録投資法人の純資産の額が最低純資産額を下回ったときは、当該登録投資法人に対して、一定の期間内(3か月を下回ることができない)にその純資産の額が当該最低純資産額以上に回復しない場合には登録を取り消す旨の通告を発しなければならず、当該一定の期間内にその回復がなされなければ、当該登録投資法人の登録を取り消さなければならないこととなっています。

投資法人の登録の取消しは、投資法人の解散事由となり、この場合、上場が廃止されることとなります。

以 上

(参考)

投資法人の最低純資産額：

投資法人の基準純資産額：

(参考) 最近3営業期間の運用状況等

決算期	****年**月期	****年**月期	****年**月期
営業収益	百万円	百万円	百万円
営業利益	百万円	百万円	百万円
経常利益	百万円	百万円	百万円
当期純利益	百万円	百万円	百万円
1口当たり当期純利益(円)	円	円	円
1口当たり分配金(円)	円	円	円
1口当たり純資産(円)	円	円	円
純資産	百万円	百万円	百万円
総資産	百万円	百万円	百万円